

# スウェーデン地方金融公社 2023年12月満期 株価指数参照米ドル建債券 (デジタルクーポン型・早期償還条項付) 参照指数：日経平均株価

期間：約5年

利率：各クーポン判定日（各利払日の10 予定取引所営業日前の日）における日経平均株価の終値が

1) クーポン判定価格以上の場合 年**3.50%**～年**13.00%**【仮条件※】

2) クーポン判定価格未満の場合 年**2.50%**

(注) クーポン判定価格：基礎価格×100%

・固定利率が適用される利息計算期間はありません。

※ 2018年12月中旬に決定予定の利率は、上記仮条件の範囲外となる可能性があります。

**売出期間：2018年12月13日(木)～2018年12月20日(木)**

～ 売出期間前においても、商品内容に関するお問合せやご購入希望等がございましたらご連絡ください。～

発行日	2018年12月20日(木)		受渡期日	2018年12月21日(金)
利払日	初回：2019年3月13日(Short First Coupon) 以降 毎年3月、6月、9月、12月の各13日			
早期償還日	2019年6月の利払日以降、満期償還日を除く各利払日			
満期償還日	2023年12月13日			
売出価格	額面金額の100%(米ドル)	申込単位	1万米ドル以上1万米ドル単位	
基礎価格	2018年12月21日における日経平均株価の終値			
判定価格	償還金額決定日（満期償還日の10 予定取引所営業日前の日）における日経平均株価の終値			
早期償還	早期償還判定日（各早期償還日の10 予定取引所営業日前の日）における日経平均株価の終値が <b>トリガー価格（基礎価格×110%）</b> 以上である場合、その直後の早期償還日に、額面金額の100%(米ドル)で早期償還されます。			
満期償還	参照期間(基礎価格が決定される日(当日は含みません。))から償還金額決定日(当日を含みます。))までの日経平均株価の終値と償還金額決定日における日経平均株価の終値に従って、次の通り償還されます。参照期間中の日経平均株価の終値が (1) 一度も <b>ノックイン価格（基礎価格×60%）</b> 以下にならなかった場合 … 額面金額の100%(米ドル) (2) 一度でもノックイン価格以下になり、かつ償還金額決定日における日経平均株価の終値が <b>基礎価格以上</b> となった場合 … 額面金額の100%(米ドル) (3) 一度でもノックイン価格以下になり、かつ償還金額決定日における日経平均株価の終値が <b>基礎価格未満</b> となった場合 … 額面1万米ドルにつき、「1万米ドル×(判定価格)÷(基礎価格)」(※額面金額を上回ることはありません。)			
格付	発行体格付：AAA(S&P)、Aaa(Moody's) (2018年11月26日現在) *格付は金融商品取引法に基づく信用格付業者以外の格付業者が付与した格付（無登録格付）です。無登録格付については、「無登録格付に関する説明書」の内容をお読みください。			

**本債券の詳細につきましては、必ず目論見書でご確認ください。**

**ご購入にあたっての主なリスク・手数料等・ご留意事項について**

- (1) 主なリスクについて** 本債券は、金利水準の変動等による債券価格の下落、日経平均株価の水準の変動、為替相場の変動等により損失が生じることがあります。また、発行者または保証者等の経営・財務状況および信用状況の悪化等により、損失が生じるおそれがあります。なお、本債券の流通市場は形成されていないため、本債券を売却できない可能性があります。
- (2) 手数料等について** お買付け時には、購入対価のみをお支払いいただきます。本債券を弊社でお預かりする場合には、外国証券取引口座の開設が必要になります。なお、お預かりに係る料金はいたしません。
- (3) ご留意事項について** この表示は本債券に関する情報をお知らせするものです。本債券および発行者に関する詳細な情報は目論見書に記載されています。本債券の購入をご検討される場合には弊社から目論見書をお渡し致しますので、必ずご覧ください。
- (4) その他** ①「日経平均株価」（日経平均）に関する著作権、知的所有権その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社は本商品を保証するものではなく、本商品について一切の責任を負いません。②本資料に記載されている基礎価格が決定される日、早期償還判定日、クーポン判定日、償還金額決定日については、日付が調整される可能性があります。

※販売額に限りがございますので、売り切れの際はご容赦ください。

野村證券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第142号 加入協会／日本証券業協会、  
一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

野村證券株式会社

詳しくは、[弊社各支店](#)までお願いいたします。

# 無登録格付に関する説明書

野村證券株式会社

格付会社に対し、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録の格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合、金融商品取引法により、無登録の格付業者が付与した格付(以下「無登録格付」といいます。)である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

## ○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録の格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

## ○格付業者について

### スタンダード&プアーズ

#### ○格付業者グループの呼称等について

格付業者グループの呼称 : S&P グローバル・レーティング(以下「S&P」といいます。)

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号 : S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第5号)

#### ○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.standardandpoors.co.jp>)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>)に掲載されております。

#### ○信用格付の前提、意義及び限界について

S&P の信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。S&P は、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P は、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査、デューデリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、2018年6月1日現在、当社が信頼できると考える情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記 S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

### ムーディーズ

#### ○格付業者グループの呼称等について

格付業者グループの呼称 : ムーディーズ・インベスターズ・サービス(以下「ムーディーズ」といいます。)

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号 : ムーディーズ・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第2号)

#### ○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(<https://www.moodys.com/pages/default.ja.aspx>)の「信用格付事業」タブ)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

#### ○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、2018年6月1日現在、当社が信頼できると考える情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以上

スウェーデン地方金融公社  
2023年12月満期 株価指数参照米ドル建債券  
(デジタルクーポン型・早期償還条項付)  
参照指数：日経平均株価

**仕組債の取引に係るご注意**

野村證券株式会社

- 本仕組債は、デリバティブ取引に類するリスク特性を有しています。そのため、法令・諸規則等により、商品内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。

※ 商品内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。

- 弊社によるご説明や、本仕組債の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

- お取引内容及び商品に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR<sup>(注)</sup>機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

電話番号 0120-64-5005(フリーダイヤル)

(注)ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

スウェーデン地方金融公社  
2023年12月満期 株価指数参照米ドル建債券  
(デジタルクーポン型・早期償還条項付)  
参照指数：日経平均株価  
のお取引の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、スウェーデン地方金融公社 2023年12月満期 株価指数参照米ドル建債券 (デジタルクーポン型・早期償還条項付) 参照指数：日経平均株価 (以下「本債券」といいます。) のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にお問い合わせください。

- 本債券のお取引は、主に売出し等の当社が直接の相手方となる方法によって行われます。
- 本債券は、金利水準、為替相場、金融商品市場における相場その他の指標の変化や発行者または保証者等の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。

**手数料など諸費用について**

- ・本債券を売出し等の当社との相対取引によって購入する場合は、購入対価のみをいただきます。
- ・本債券の売買、利払、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際は、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートを我们用います。

**金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生じるおそれがあります**

- ・債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。一般的に、金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇します。満期償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。また、市場環境の変化により流動性(換金性)が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。
- ・金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準(例えば、既に発行されている債券の流通利回り)や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- ・本債券の中途売却時の売却金額は外貨での受取となります。円換算した場合、その換算額は為替相場(円貨と外貨の交換比率)により変動するため、これによって為替差損を被ることがあります。
- ・通貨の交換等に制限が付されている場合は、元利金を円貨へ交換することや送金ができない場合があります。

- 本債券の利率及び償還金額は、株価指数の水準に基づいて決定されますので（目論見書をご覧ください。）、対象となる株価指数の水準、対象となる株価指数のボラティリティ、各構成銘柄の予想配当金の変動により本債券の価格が下落した場合に、本債券を中途売却すると、損失が生じることとなります。
- 本債券の償還は、外貨での償還となります（目論見書をご覧ください。）。償還金を円換算した場合、その換算額は為替相場により変動するため、これにより為替差損が生じることがあります。
- 本債券の満期における償還額は、株価指数の水準により決定されます（目論見書をご覧ください。）。このため、株価指数の水準によっては、償還時に投資元本に損失が生じることがあります。
- 本債券に係る税制変更、参照指数調整事由または法令の変更を理由とする期限前償還が発生した場合、市場価値償還額（ヘッジ契約等の解約費用及び経費を考慮して調整された期限前償還直前における本債券の公正な市場価格）で期限前に償還され（目論見書をご覧ください。）、損失が生じることがあります。

#### **債券の発行者または保証者等の業務または財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります**

- 本債券の発行者または保証者等の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生じる場合があります。
- 本債券の発行者または保証者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払の停滞もしくは支払不能の発生又は特約による元本の削減等がなされるリスクがあります。  
なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。
- 本債券の発行者または保証者等の信用状況に変化が生じると、本債券の価値が変動することがあり、その際、本債券に係る税制変更、参照指数調整事由または法令の変更を理由とする期限前償還が発生した場合、市場価値償還額（ヘッジ契約等の解約費用及び経費を考慮して調整された期限前償還直前における本債券の公正な市場価格）で期限前に償還され（目論見書をご覧ください。）、損失が生じることがあります。

#### **債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません**

- 本債券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

## **本債券に係る金融商品取引契約の概要**

当社における本債券のお取引は、次のいずれかの方法によります。

- ・当社が自己で直接の相手方となる売買(当社が取扱う売出しに応じていただくものを含みます。)
- ・売買の媒介、取次ぎまたは代理

本債券の発行条件等については、目論見書をご覧ください。

## **本債券に関する租税の概要**

本債券は、現時点においては特定公社債に該当します。

特定公社債の利子、譲渡損益及び償還差損益(それぞれ為替差損益がある場合は為替差損益を含みます。)については、日本の居住者においては申告分離課税(所得税 15%+地方税 5%。左記に加えて、2037年12月31日までの間、復興特別所得税 0.315%がかかります。)の対象となり、上場株式等の配当所得および譲渡所得等との損益通算が可能です。また、特定公社債の譲渡または償還により生じた損失については、翌年以降3年間の繰越控除が可能です。内国法人においては課税所得の計算の対象となります。

本債券に係る税制及びその解釈が変更される可能性があります。それに伴い課税関係が変更となる可能性があります。従いまして、本債券に投資する際には、税務・会計処理に関してお客様ご自身の会計・税務顧問に事前に相談することをお勧めいたします。

## **当社が本債券の取引について行う金融商品取引業の内容及び方法の概要**

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において本債券のお取引や保護預けをされる場合は、次の方法によります。

- ・本債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金または有価証券の全部または一部(前受金等)をお預かりした上で、お受けいたします。
- ・前受金等を全額お預かりしていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金または有価証券をお預かりいたします。
- ・ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等注文の執行に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示されないときは、ご注文を執行できない場合があります。また、注文書のご提出をいただく場合があります。
- ・ご注文されたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送または電磁的方法による場合を含みます。)

## 当社の概要

商号等	野村証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号
本店所在地	〒103-8011 東京都中央区日本橋1-9-1
連絡先	03-3211-1811 またはお取引のある支店にご連絡ください。
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、 一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	100億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	2001年5月

以下の記載は、スウェーデン地方金融公社 2023 年 12 月満期 株価指数参照米ドル建債券（デジタルクーポン型・早期償還条項付）参照指数：日経平均株価（以下「本債券」といいます。）の仕組みをご検討いただく際の補足資料として作成したものですので、お読みいただく際はあくまでも参考資料としてご利用ください。

## ■ 商品概要 ■

Q1 本債券の特徴を簡単に説明してください。

- A1 本債券の元本の払込み、利息の支払い、および償還金の支払いは米ドルで行われます。そのため、元利金の円貨換算額は為替レートの変化の影響を受けます。また、本債券は目論見書の「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項」に記載される「2 利息支払の方法」および「3 償還の方法」に従い、
- ① 参照指数の水準が上昇し一定の条件に該当した場合、早期償還日に額面金額 1 万米ドルにつき 1 万米ドルで自動的に償還される早期償還条項
  - ② 参照指数の水準が下落し一定の条件に該当した場合、満期償還の支払金額が参照指数に連動した金額（本資料において「参照指数連動償還金額」といいます。）で支払われる条件
  - ③ 参照指数の水準に応じて、当初決定される 2 通りのいずれかの利率で利息が支払われる条件
- が付されております。
- 従って、本債券は参照指数の水準次第で、償還時及び中途売却時において投資元本を下回るリスク、早期償還されるリスク及び年率 2.50%の利率が長期間継続するリスクがあります。

このような特徴をもつ本債券は、デリバティブ取引を内包した仕組債と呼ばれる商品です。本債券に関連する店頭デリバティブ取引（弊社と相対で取引を行うデリバティブ取引）は、弊社では原則、個人のお客様に対してお取り扱いしておりません。

「参照指数」とは、スポンサーが発表する日経平均株価です。

「スポンサー」とは、株式会社日本経済新聞社（その代理人又はその者に代わって行為する者を含む。）です。

「早期償還日」とは、2019 年 6 月 13 日から 2023 年 9 月 13 日までの毎年 3 月 13 日、6 月 13 日、9 月 13 日及び 12 月 13 日です。



「参照指数連動償還金額」とは、本債券の額面金額 1 万米ドルにつき、下記の計算式により計算代理人が決定する金額(1 米セント未満は四捨五入)をいいます。

$$10,000 \text{ 米ドル} \times \frac{\text{判定価格}}{\text{基礎価格}}$$

「基礎価格」とは、2018 年 12 月 21 日の参照指数の終値です。

「判定価格」とは、償還金額決定日における参照指数の終値です。

「償還金額決定日」とは、満期償還日の 10 予定取引所営業日前の日です。

「満期償還日」とは、2023 年 12 月 13 日です。

「予定取引所営業日」とは、本取引所及び関連取引所の双方が、それぞれの通常の取引時間での取引を行う予定の日です。

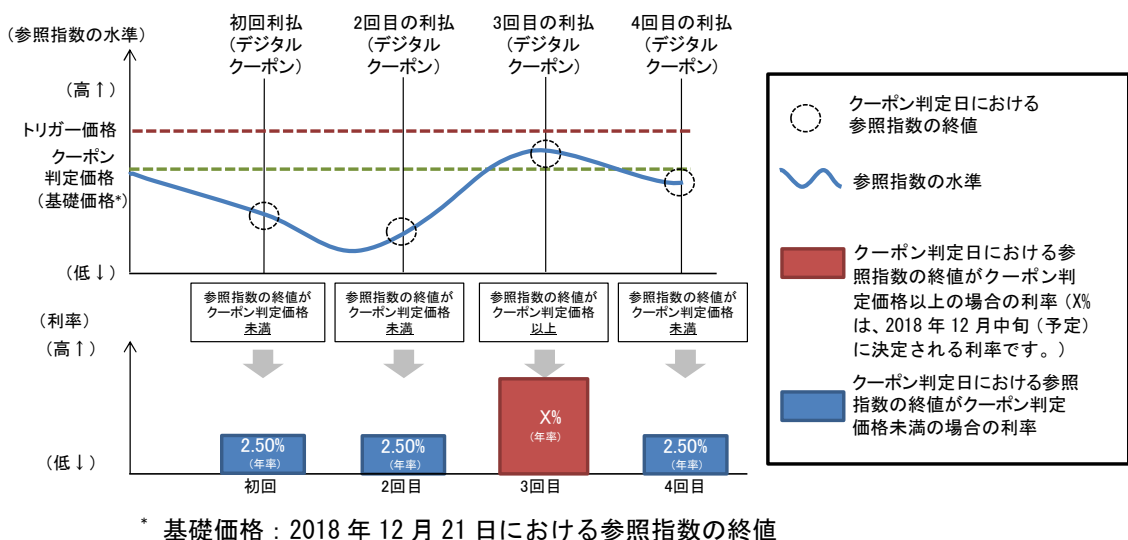
「本取引所」とは、株式会社東京証券取引所（その承継者を含みます。）です。

「関連取引所」とは、株式会社大阪取引所（その承継者を含みます。）です。

詳細については、以下の本債券の仕組みの詳細な説明、及び「本債券のリスク要因」をお読みください。

Q2 利率について詳しく説明してください。

A2 本債券の利率は、クーポン判定日において参照指数の終値がクーポン判定価格以上であるか、未満であるかに応じて、2 通りのいずれかの利率が適用されます(デジタルクーポンといいます)。固定利率が適用される利息計算期間はありません。下図は、当初 4 回の利率のイメージです。



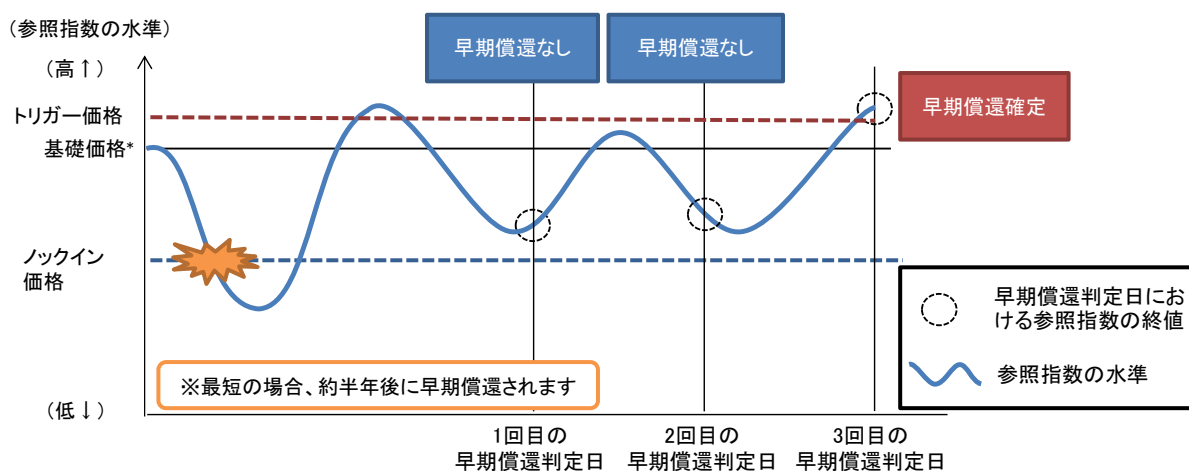
「クーポン判定価格」とは、基礎価格に100%を乗じた価格(小数第2位未満は切り捨て)です。

「クーポン判定日」とは、各利払日の10 予定取引所営業日前の日です。

「利払日」とは、2019年3月13日から2023年12月13日までの毎年3月13日、6月13日、9月13日及び12月13日です。

Q3 早期償還条項について詳しく説明してください。

A3 本債券の早期償還条項においては、早期償還判定日において参照指数の終値がトリガー価格以上である場合、本債券の全部が、その直後の早期償還日に、その利息とともに額面金額1万米ドルにつき1万米ドルで早期償還される旨が規定されています。早期償還判定日までに参照指数の終値が次項の満期償還の方法で説明されるロックイン価格以下になった場合でも、上記早期償還の条件を満たした場合、本債券は早期償還されます。下図は、3回目の早期償還判定日に早期償還が決定する場合を想定したイメージ図です。



\* 基礎価格：2018年12月21日における参照指数の終値

「早期償還判定日」とは、各早期償還日の10 予定取引所営業日前の日です。

「トリガー価格」とは、基礎価格に110%を乗じた価格(小数第2位未満は切り捨て)です。

「ノックイン価格」とは、基礎価格に60%を乗じた価格(小数第2位未満は切り捨て)です。

Q4 満期償還の方法について詳しく説明してください。

A4 参照期間中のいかなる取引所営業日においても参照指数の終値がノックイン価格を上回っている場合、額面金額1万米ドルにつき1万米ドルで償還されます。また、参照期間中の取引所営業日において、参照指数の終値が一度でもノックイン価格以下となった場合であっても、判定価格が基礎価格以上となった場合は、本債券は、額面金額1万米ドルにつき1万米ドルで償還されます。他方、参照期間中の取引所営業日において、参照指数の終値が一度でもノックイン価格以下となり、かつ、判定価格が基礎価格を下回った場合は、本債券は、額面金額1万米ドルにつき、参照指数連動償還金額で償還されます。言い換えれば、参照指数の終値が参照期間中に下落してもノックイン価格を一度も下回らなければ、満期償還金額は額面金額(米ドル)で支払われます。一度でも下回ってしまった場合、その後参照指数の水準がトリガー価格もしくは基礎価格以上に回復すれば、額面金額(米ドル)で早期償還または満期償還される可能性があります。早期償還せず判定価格が基礎価格未満となると、満期償還金額は参照指数の水準に連動することになり、額面金額(米ドル)を下回ることになります。

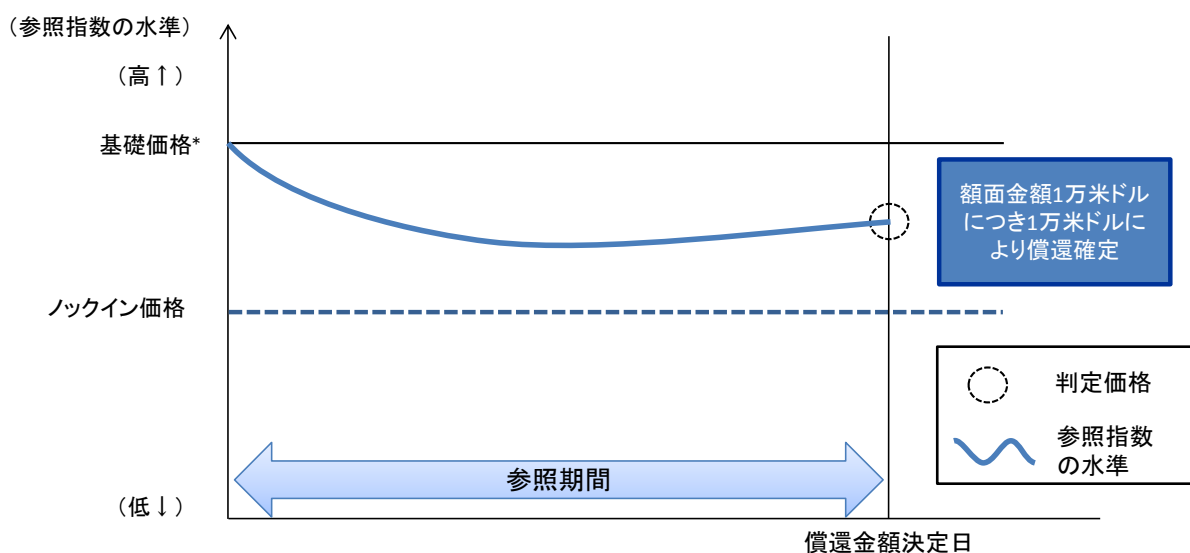
「参照期間」とは、2018年12月21日(当日を含みません。)から償還金額決定日(当日を含みます。)までの期間です。

「取引所営業日」とは、予定取引所営業日のうち、実際に本取引所及び関連取引所が営業を行っている日をいいます。

早期償還せず満期償還となる場合としては、参照期間中の参照指数の水準の推移によって、概ね以下のケースが想定されます。ただし、これらは参照指数の水準の推移により本債券の満期償還金額がどのようになるかを示そうとしたものであり、参照指数の水準の実際の推移はこれらのケースと異なる場合があること、また各ケースに該当する確率はそれぞれ異なることにご留意ください。

想定ケース①

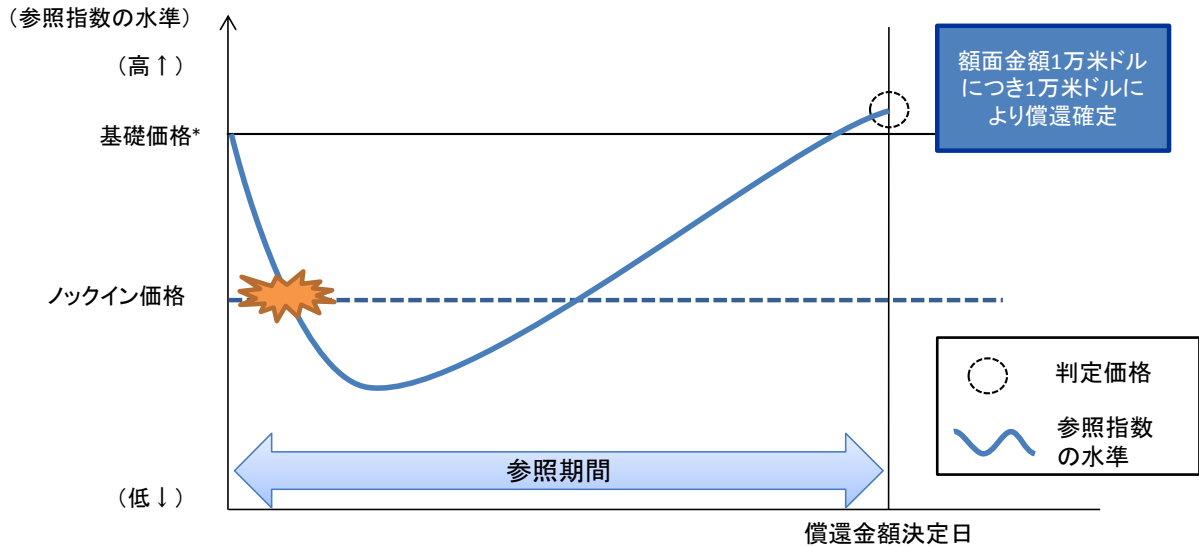
参照期間中の取引所営業日において参照指数の終値が一度もロックイン価格以下とならなかった場合



\* 基礎価格：2018年12月21日における参照指数の終値

想定ケース②

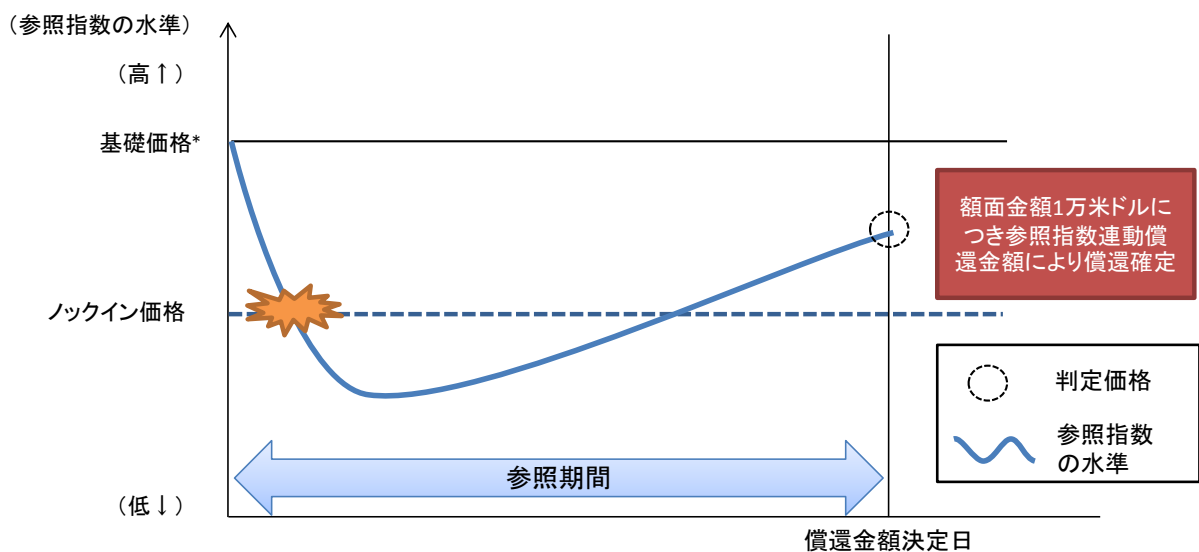
参照期間中の取引所営業日において参照指数の終値が一度でもロックイン価格以下となった場合で、判定価格が基礎価格以上の場合



\* 基礎価格：2018年12月21日における参照指数の終値

想定ケース③

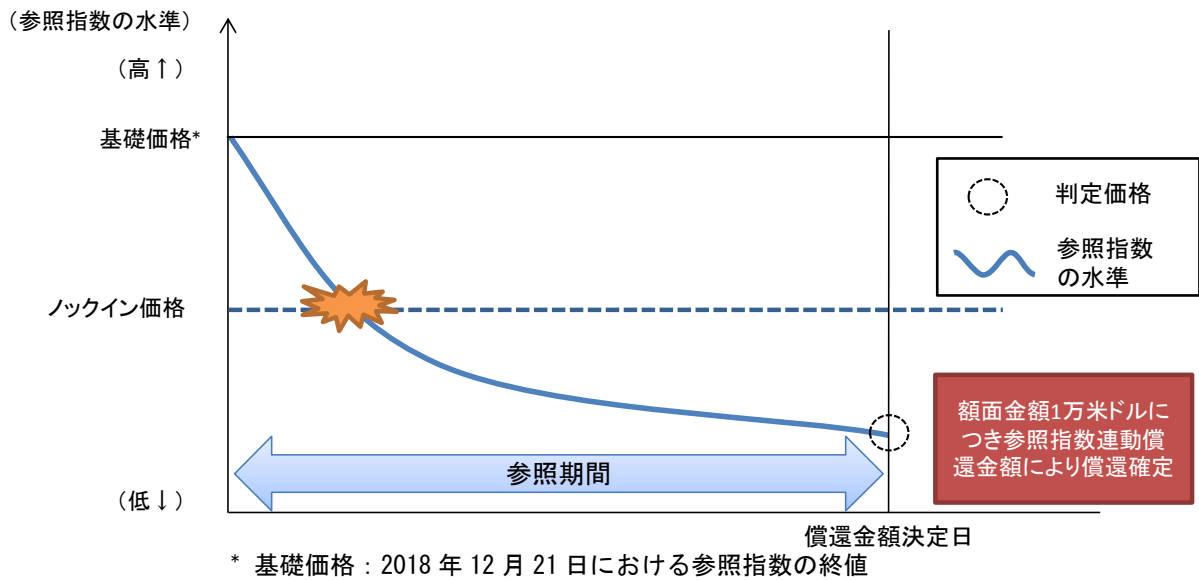
参照期間中の取引所営業日において参照指数の終値が一度でもロックイン価格以下となった場合で、判定価格が基礎価格未満の場合  
(判定価格がロックイン価格以上となった場合)



\* 基礎価格：2018年12月21日における参照指数の終値

想定ケース④

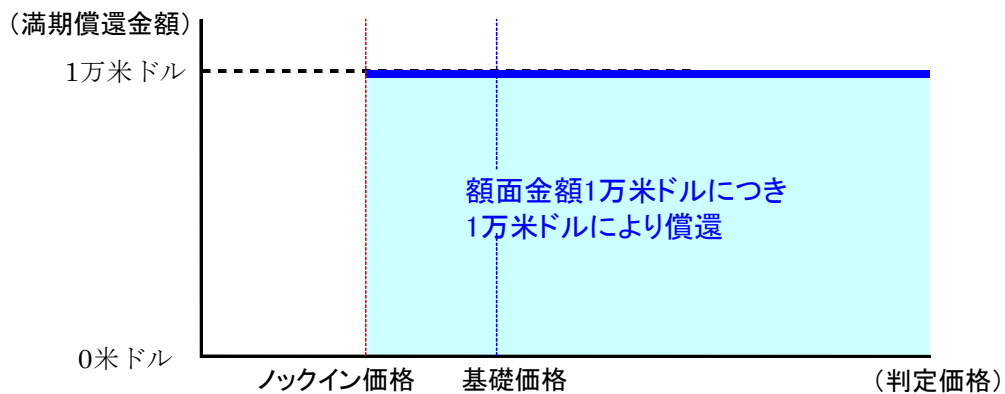
参照期間中の取引所営業日において参照指数の終値が一度でもロックイン価格以下となった場合で、判定価格が基礎価格未満の場合  
(判定価格がロックイン価格を下回った場合)



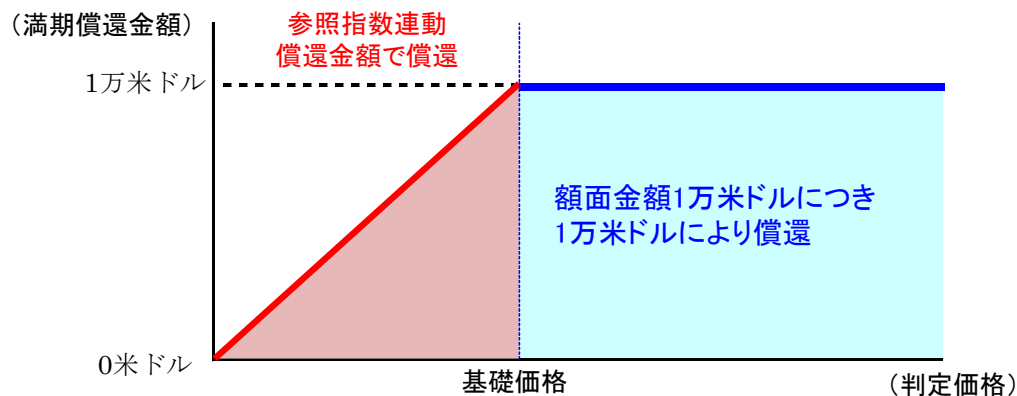
Q5 判定価格と満期償還金額の関係のイメージを教えてください。

A5 参照期間中の参照指数の水準の推移によって、以下の2通りの場合が想定されます。

I 参照期間中の取引所営業日において参照指数の終値が一度もロックイン価格以下にならなかった場合



## Ⅱ 参照期間中の取引所営業日において参照指数の終値が一度でもロックイン価格以下になった場合



上図の赤色の実線は、額面金額1万米ドルにつき、 $1万米ドル \times (\text{判定価格}) / (\text{基礎価格})$  の算式（1米セント未満四捨五入）に基づいて参照指数連動償還金額が決定されることを示しています。

Q6 日経平均株価とはどのような指数ですか？

A6 《日経平均とは》

■ テレビや新聞でよく目にする「日経平均株価」とは何ですか

日本経済新聞社が日々算出、公表している株価指数のことです。東京証券取引所の第1部上場銘柄から市場流動性の高い銘柄を中心にセクター（業種）間のバランスに配慮して選定した225銘柄の平均株価です。60年を超える長い歴史の中で、株式市場の相場動向や、景気判断の指標としてご利用のみならず、先物取引や投資信託など日経平均株価の値動きに関連付けた金融商品も多数存在し、活発に取引されています。

■ 225銘柄はどうやって選んだのですか、なぜ225銘柄なのですか

60年以上も前（1950年）から日々算出されているため、当時の詳しい経緯は不明ですが、指標性を保つために、売買高の多い銘柄を全業種からバランスよく選んだところ、この銘柄数になったとされています。225という銘柄数に特別な意味づけはないと認識しています。ただ、いまでは「日経225」「Nikkei225」との通称で世界中で広くご利用いただいている実態を尊重し、この「225銘柄からなる株価指数」という基本コンセプトを大事に継承していきたいと考えています。

■ 日経平均株価に選定される対象は

東京証券取引所第一部に上場する銘柄（親株式、内国株）。ただし、ETF、REIT、優先出資証券、子会社連動配当株式などの普通株式以外は選定対象になりません。

■ いつも必ず225銘柄で計算するのですか

225銘柄で計算するのが原則です。ただし、以下の場合など、短期間、225銘柄に満たない銘柄数で日経平均株価を算出することがあります。この場合は、除数を調整することで指数としての連続性を維持します。

225 銘柄に満たない銘柄数で算出する主なケース・・・①経営破綻が突発し、銘柄除外はすみやかに実施したが、銘柄の補充は一定の日数をおいて実施する場合、②経営再編で持ち株会社を設立するため当該銘柄が上場廃止後、短期間でその持ち株会社が上場し、当該新会社を採用する場合

■ いつから算出しているのですか。ずっと日経が算出しているのですか

日経平均株価は 1950 年 9 月 7 日から算出を開始しました（指数値は、1949 年 5 月 16 日＝東証再開日まで遡及計算）。当時は東京証券取引所が算出し、「東証修正平均株価」として公表していました。東証の東証株価指数（TOPIX）算出開始に伴って、1970 年に日経グループがその算出を引き継ぎ、現在に至っています。

（株式会社日本経済新聞社のホームページ（日経平均プロフィール）に掲載の「よくあるご質問（日経平均株価について）2018 年 2 月 28 日版」の《日経平均とは》より。）

Q7 本債券のリスクは何ですか？

A7 後記「本債券のリスク要因」に記載されていますのでご参照ください。

なお、本資料に記載されている基礎価格が決定される日、償還金額決定日、クーポン判定日又は早期償還判定日が障害日に当たる場合、日付が調整されることがあります。「障害日」とは、本取引所又は関連取引所がその通常取引時間に取引を行うことができないか、又は市場混乱事由が生じている予定取引所営業日をいいます。詳細につきましては、目論見書の「第一部 証券情報 第 2 売付債券に関する基本事項」に記載される「3 償還の方法 (3)用語の定義」をご覧ください。



## ■ 本債券のリスク要因 ■

本債券への投資は様々なリスクを伴いますが、以下は主要なリスクを簡潔に述べたものです。本債券はこれらのリスクの影響を同時に受ける可能性がありますので、特定のリスクが本債券の価値にどの程度影響を及ぼすかを予測することができない場合があります。

本債券への投資を検討している投資家は、本債券に係るリスクを十分理解し、自身の財務状況を踏まえて慎重に投資判断を下すか、必要に応じて専門家のアドバイスを求めてください。なお、以下に使用される本債券の用語は目論見書の「第一部 証券情報 第2 売却債券に関する基本事項」に記載される「3 償還の方法 (3) 用語の定義」をご参照ください。

### 1. 利率に関するリスク

本債券の利率は参照指数の水準に応じて、2通りの利率のいずれかが適用されます。クーポン判定日における参照指数の終値がクーポン判定価格を下回った場合、当該クーポン判定日を含む利息計算期間に適用される利率は年2.50%になるため、参照指数の水準が所定の水準を下回って推移した場合、早期償還されずに、年2.50%の利率が長期間継続する可能性があります。発行条件決定時より参照指数の水準が上昇しても、本債券の利率は発行条件決定時の値を超えて上昇することはありません（詳細については、目論見書の「第一部 証券情報 第2 売却債券に関する基本事項」に記載される「2 利息支払の方法」を参照のこと。）。また、利金（米ドル）を日本円で評価した場合の日本円相当額は、為替レートの変動の影響を受けます。

### 2. 償還まで保有する場合に関するリスク

本債券を満期まで保有することを予定している場合、主に以下のリスクに留意することが必要です。

#### (i) 満期償還金額

参照指数の水準が下落し一定の条件に該当した場合、本債券は参照指数連動償還金額（米ドル）で償還されます。従って、本債券の価値は、参照指数の水準が下落した場合、投資した元本を下回るおそれがあります。また、額面金額での償還となった場合でも、償還金額（米ドル）を日本円で評価した場合、為替レートの変動により、投資した元本を下回る恐れがあります。

#### (ii) 異常事態の発生に伴う処置

日経平均株価の計算方法に重大な変更があった場合、日経平均株価の公表がされなかった場合、または日経平均株価が永久的に廃止された場合（以下それぞれを「参照指数調整事由」といいます。）、計算代理人が当該指数の値を決定することがあります。あるいは、法令の変更が発生した場合、本債券の条件が調整されることがあります。また、参照指数調整事由もしくは法令の変更が発生した場合、市場価値償還額（ヘッジ契約等の解約費用および経費を考慮して調整された期限前償還直前における本債券の公正な市場価格）で期限前に償還されることがあります（詳細については、目論見書の「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項」に記載される「3 償還の方法 (5) 参照指数の廃止／計算方法の変更」および「同(6) その他異常事態」を参照のこと）。期限前に償還された場合、投資した元本を下回る恐れがあります。

#### (iii) 早期償還条項による早期償還（再投資リスク）

本債券は、早期償還条項に基づき、早期償還日に額面金額1万米ドルにつき1万米ドルで償還されることがあります（詳細については、目論見書の「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項」に記載される「3 償還の方法 (2) 早期償還」を参照のこと）。この場合、投資家は、もし早期償還がなされなければ受領するはずであった早期償還日後の利息を受領することができません。早期償還された資金を再投資する場合、本債券の利回りと同等の利回りを得られない可能性があります。また、早期償還金額（米ドル）を日本円で評価した場合、為替レートの変動により、投資した元本を下回る恐れがあります。

#### (iv) 税制上の理由による早期償還

本債券に係る税制の変更を理由として、市場価値償還額で期限前に償還されることがあります（詳細については、目論見書の「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項」に記載される「3 償還の方法 (9) 税制上の理由による償還」を参照のこと）。期限前に償還された場合、投資した元本を下回るおそれがあります。

#### (v) 発行者または保証者等の経営・財務状況及び信用状況の変化

発行者または保証者等の経営・財務状況及び信用状況の悪化が、本債券に関する発行者または保証者の支払能力に影響を及ぼすことがあります。

### **3. 中途売却する場合に関するリスク**

本債券を満期まで保有せず、中途売却する可能性がある場合、主に以下のリスクに留意する必要があります。

### (i) 流通市場の不存在

本債券の流通市場は現在形成されておらず、発行者、売出人及びそれらの関係会社は現在、本債券を流通市場に流通させることを企図していません。仮に将来、流通市場が形成されたとしても、流通市場の流動性は市場環境の変化に影響されるため、かかる流通市場に流動性があるという保証はありません。従って、投資家は本債券を売却できない可能性があります。

仮に売却できたとしても、その取引価格は以下のようなリスクの影響を受けます。また、かかるリスクの1つが及ぼす影響が、他のリスクの影響を一部又は全部打ち消す場合も、あるいは相乗効果をもたらす場合もあります。

### (ii) 為替レート

本債券の中途売却時の売却金額は外貨(米ドル)での受取となります。売却金額を日本円で評価した場合、当該価値は米ドルが日本円に対し強くなる場合(すなわち円安・米ドル高の場合)には上昇し、日本円が米ドルに対し強くなる場合(すなわち円高・米ドル安の場合)には低下します。

### (iii) 参照指数の水準

本債券の価値は、本債券の償還金額の決定に影響を及ぼす参照指数の水準により変動します。本債券の価値は、参照指数の水準が上昇した場合には増加し、参照指数の水準が下落した場合には減少することが予想されますが、早期償還判定日もしくは償還金額決定日において参照指数の終値がそれぞれ定められた水準以上となった場合には額面金額1万米ドルにつき1万米ドルで償還されるため、参照指数の水準が上昇しても本債券の価値は額面金額より増加しない可能性があります。

### (iv) 参照指数のボラティリティ及び予想配当金

ボラティリティとは、ある期間に予想される価格変動の幅と頻度を表わします。本債券の価値はボラティリティの変動の影響を受けますが、その影響の程度及び方向性は状況によって異なります。また一般的に、参照指数の各構成銘柄の予想配当金の増加は、本債券の価値を減少させる方向に作用し、逆に参照指数の各構成銘柄の予想配当金の減少は、本債券の価値を増加させる方向に作用することが予想されます。

### (v) 金利

一般的に、円金利の上昇は本債券の価値を増加させる方向に作用し、逆に円金利の低下は本債券の価値を減少させる方向に作用し、また、米ドル金利の上昇は本債券の価値を減少させる方向に作用し、逆に米ドル金利の低下は本債券の価値を増加させる方向に作用すると考えられますが、その影響の程度及び方向性は状況によって異なる場合があります。

#### (vi) 発行者または保証者等に対する外部評価

本債券の取引価格は、発行者または保証者等に対する外部評価の変化(例えば信用格付業者による信用格付の変更)等により上下することがあります。一般的に、外部評価が悪化すると債券の取引価格は下落し、外部評価が改善すると債券の取引価格は上昇する傾向があります。

#### 4. 本債券に影響を与える市場活動

発行者、売出人、計算代理人及び支払代理人は、その業務遂行上あるいは発行者の本債券に基づく支払債務をヘッジする目的で、自己勘定で参照指数の各構成銘柄及び参照指数を利用する金融派生商品を売買することがあります。この売買が、参照指数の水準に影響を及ぼし、それが結果的に本債券の所持人に不利な影響を及ぼす可能性があります。

#### 5. 税務リスク

将来において、日本の税務当局が日本の税法について異なる解釈をし、その結果、本債券の課税上の取扱いが想定したものと著しく異なる可能性があります(詳細については、目論見書の「第一部 証券情報 第2 売出国に関する基本事項」に記載される「8 課税上の取扱い (2) 日本国の租税」を参照のこと。)

#### 6. 本債券の参照指数に関する免責事項

- (1) 日経平均株価は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、日経平均株価自体及び日経平均株価を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有します。
- (2) 「日経」及び日経平均株価を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属します。
- (3) 本債券は、野村証券株式会社の責任のもとで組成・運用・販売されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、本債券を保証するものではなく、本債券に関して、一切の責任を負いません。
- (4) 株式会社日本経済新聞社は、日経平均株価を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。
- (5) 株式会社日本経済新聞社は、日経平均株価の構成銘柄、計算方法、その他、日経平均株価の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有していません。

## ■ 最悪シナリオを想定した想定損失額 ■

スウェーデン地方金融公社 2023年12月満期 株価指数参照米ドル建債券（デジタルクーポン型・早期償還条項付）参照指数：日経平均株価

本債券は、参照指数の水準およびボラティリティの変動、円および米ドルの金利水準の変動、ならびに発行者または保証者等の信用状況の変化等の影響を受け、損失が生じることがあります。以下の試算は、対象となる金融指標等の水準等に関するヒストリカルデータに基づく最悪シナリオを想定した想定損失額（試算額）です。想定損失額（試算額）は発行通貨ベースであり、円貨に換算する場合は、発行通貨・円貨間の為替レートの変化の影響を受けます。

※ 利率を年8.00%もしくは年2.50%のデジタルクーポンと仮定して試算しておりますが、実際の取引条件とは異なることがあります。

### 【ヒストリカルデータ】

金融指標等	最大値	最小値	変化率/変化幅	
参照指数の水準	24,270.62 [2018年10月]	7,054.98 [2009年3月]	変化率	-70.93%
参照指数のボラティリティ	69.62% [2009年1月]	8.99% [2017年10月]	変化幅	+60.63%
円金利（5年）	1.77% [2008年6月]	-0.21% [2016年7月]	変化幅	-1.98%
米ドル金利（5年）	5.77% [2006年6月]	0.73% [2012年12月]	変化幅	+5.04%

※ 説明に用いるヒストリカルデータの数値等は、2003年1月から2018年11月16日時点までのデータに基づいています。

※ 参照指数の水準の変化率は、最大値から最小値への変化率です。

※ ボラティリティの変化幅は、90日ヒストリカルボラティリティの最小値から最大値への変化幅を使用します（ボラティリティとは、価格の変動性を表す値のことをいいます。価格の変動が激しいと数値は大きくなり、緩やかだと数値は小さくなります。）。

※ 円金利の変化幅は、最大値から最小値への変化幅です。

※ 米ドル金利の変化幅は、最小値から最大値への変化幅です。

### 【償還時の想定損失額】

下記は、上記【ヒストリカルデータ】に基づき、参照指数の水準が70.93%下落した、という最悪シナリオを前提とした場合に、償還時にどの程度の損失が生じる可能性があるかを示したものです。

額面金額100%あたりの想定損失額	金融指標等	指標の変化方向	変化率
-70.93%	参照指数の水準	下落	-70.93%

金融指標等が最悪シナリオを超える水準となるなど、想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失額が拡大する可能性があります。

### 【中途売却時の想定損失額】

下記は、上記【ヒストリカルデータ】に基づき、各金融指標等が、下の表に示す最悪シナリオになることを前提とした場合に、中途売却によりどの程度の損失が生じる可能性があるかを示したものです。本債券の中途売却額は、参照指数の水準の下落、参照指数のボラティリティの上昇、円金利の下落、米ドル金利の上昇により減少すると考えられますが、その影響の程度および方向は状況によって異なる場合があります。

額面金額 100%あたりの想定損失額	金融指標等	指標の変化方向	変化率/変化幅	
-70.08%	参照指数の水準	下落	変化率	-70.93%
	参照指数のボラティリティ	上昇	変化幅	+60.63%
	円金利	下落	変化幅	-1.98%
	米ドル金利	上昇	変化幅	+5.04%

- ※ ボラティリティは、各期間のボラティリティが一律に同じ幅だけ上昇したと仮定しています。
- ※ 円金利は、各期間の金利水準が一律に同じ幅だけ下落したと仮定しています。
- ※ 米ドル金利は、各期間の金利水準が一律に同じ幅だけ上昇したと仮定しています。
- ※ 発行者及び保証者等の信用状況は考慮しておりません。

金融指標等が最悪シナリオを超える水準となるなど、想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失額が拡大する可能性があります。

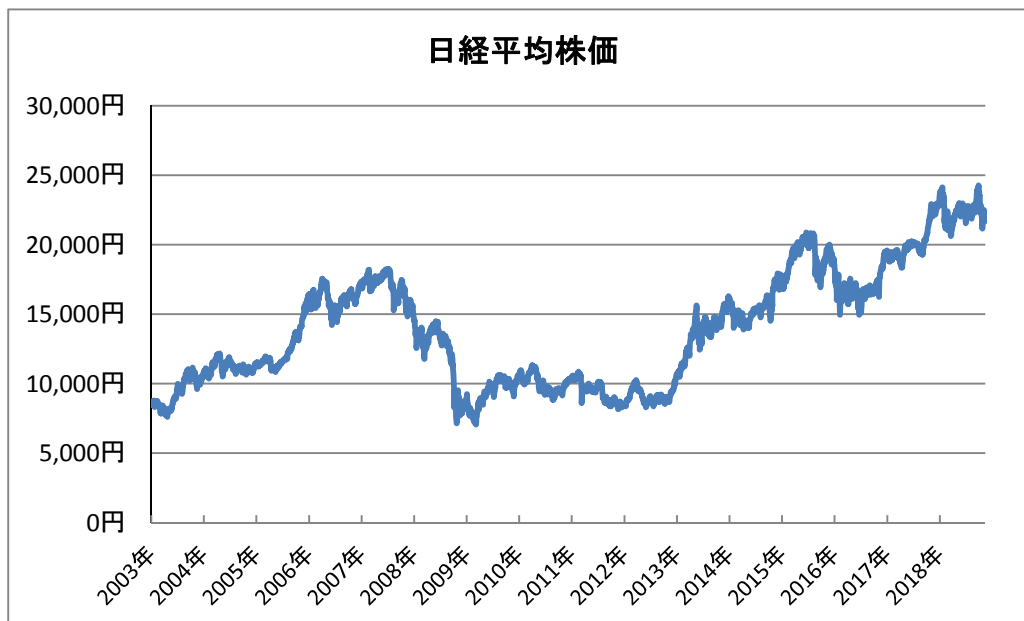
中途売却額は、売却時の本債券の流動性及び残存期間、発行者または保証者等の信用状況等も影響し、事前に算定できないため、発行直後における金融指標等の水準等に関する最悪シナリオを想定した理論値を試算しており、売値とは異なります。

実際に中途売却する際には、試算した想定損失額を上回る損失が生じる可能性があります。

お買付いただいた本債券の価格情報については、必要に応じまして弊社担当者までお尋ねください。

## ■ 参照指数の推移 ■

2003年1月から2018年11月16日までの参照指数の推移は以下の通りです。



データ出所 : Bloomberg L.P.

## ■ 格付について ■

以下に記載するものは、2018年11月26日現在、金融商品取引法第66条の27の規定に基づく信用格付業者（以下「信用格付業者」といいます。）以外の信用格付業を行う格付業者（以下「無登録の格付業者」といいます。）が本発行者に対して付与している格付（以下「無登録格付」といいます。）であり、本発行者は信用格付業者より、いかなる格付も取得しておりません。無登録格付に関する説明事項は、下記をお読みください。

### S&Pグローバル・レーティング

発行体格付       ：       AAA

### ムーディーズ・インベスターズ・サービス

発行体格付       ：       Aaa

### 無登録格付に関する説明事項

格付会社に対し、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録の格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

#### 【登録の意義について】

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録の格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。



## 【格付業者について】

### スタンダード&プアーズ

#### ○格付業者グループの呼称等について

格付業者グループの呼称：

S&P グローバル・レーティング（以下「S&P」といいます。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

#### ○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ (<http://www.standardandpoors.co.jp>) の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>) に掲載されております。

#### ○信用格付の前提、意義及び限界について

S&P の信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P は、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P は、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査、デューデリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、2018年6月1日現在、当社が信頼できると考える情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記 S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

## ムーディーズ

### ○格付業者グループの呼称等について

格付業者グループの呼称：

ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」といいます。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：

ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

### ○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（[https://www.moodys.com/pages/default\\_ja.aspx](https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx)）の「信用格付事業」タブ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

### ○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義していません。

信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、2018年6月1日現在、当社が信頼できると考える情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。